

議案第 9 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 22 年 6 月 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のように制定する。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「酒々井町 印旛村 本埜村 栄町」を「酒々井町 栄町」に改める。

別表第2共同処理する団体の欄中「酒々井町 印旛村 本埜村 栄町」を「酒々井町 栄町」に改める。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

## 理 由

### 1 組織団体の廃置分合

千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を組織する市町村の廃置分合により、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことにより、組合の組織団体の数が減少したこと。

### 2 以上のことから、組合格約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、改正を行うものである。

以上の理由から、地方自治法第290条の規定により提案するものである。